

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13575

研究課題名（和文）複数当事者間での利益調整 - 427条分割原則と456条「分別の利益」を素材として -

研究課題名（英文）Adjustment of Interests among Multiple Parties - Droit Civil art.427: Principle of Division and art.456: Separate Interests

研究代表者

鈴木 尊明 (Suzuki, Takaaki)

岡山大学・法務学域・准教授

研究者番号：50739638

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：2018年秋の日本学生支援機構による保証人への全額請求問題を契機として、分別の利益の沿革から出発し、これが果たす機能だけでなく、債権者・主債務者・保証人の三者関係においてどのような利益調整がなされているかを明らかにした。
とりわけ、保証の付従性と表現される内容の多義性を解明し、保証人保護という視点から一定程度距離をとった分析を行ったことが本課題の中心的な成果である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

保証人保護だけでなく、債権者・主債務者との三者関係に力点を置いて、当事者間でどのように利益調整がなされるべきかという視点から分析することにより、可分関係・不可分関係・連帯関係と連続したものとして保証関係を位置づける視点を獲得した点。

研究成果の概要（英文）：I started from the history of Separate Interests and clarified not only the function it fulfills but also how the benefit is adjusted in the three-party relationship between the creditor, the main debtor, and the guarantor.

Especially, it is the central result of this subject that the polysemy of the content expressed as the appendage of the guarantee was clarified, and the analysis that took a certain distance from the viewpoint of the guarantor protection was done.

研究分野：民事法学

キーワード：民事法学 フランス法 分別の利益

1. 研究開始当初の背景

(1) 本課題の契機

本課題は、2018 年秋に新聞報道により社会問題化した、日本学生支援機構による共同保証人への奨学金全額返還請求の正当性に関する議論に着想を得たものである。

これは、日本学生支援機構が運営する貸与型の奨学金においては、人的保証と機関保証のいずれかによるところ、人的保証が選択された場合で表面化した問題である。すなわち、貸与型奨学金によって借入する主債務者は学生本人であり、その連帯保証人には一般的には本人の親が選任される。その上で人的保証においては、本人から 4 親等以内の親族、多くの場合は叔伯父・叔伯母が選任される。この場合、人的保証によって立てられた保証人は連帯保証人ではなく、共同保証人となるため、民法 456 条が定める分別の利益を有する。つまり、主債務者たる学生本人が返還不能となった場合、連帯保証人たる親にも資力がないことが少なくないため、債権者たる日本学生支援機構は共同保証人たる叔父らに返還請求することになるが、共同保証人には分別の利益が認められているため、連帯保証人と 2 人で頭割りした額、すなわち債務残額の 2 分の 1 だけを返還すればよいこととなっている。しかし、日本学生支援機構は共同保証人に債務全額を請求しており、それに応じた共同保証人が少なくなかった。ここで、日本学生支援機構は民法 456 条が認める分別の利益の存在を認識しながら、共同保証人にあえて伝えていなかったため、問題となったものである(また、分別の利益を主張した共同保証人に対しても本来より多くの金額が請求されていた)。

共同保証人側からは訴訟提起すらされており、札幌高判令和 4 年 5 月 19 日 LEX/DB25572204 が現れるなどしている。

(2) 従来研究の不十分さ

民法学においては、分別の利益は抗弁、すなわち、それによって利益を受ける者自身が主張することが求められる性格のものであると理解されている。そのため、日本学生支援機構が共同保証人に分別の利益について説明する義務はなく、共同保証人の側から、債務全額を請求してきた日本学生支援機構へ分別の利益があることを理由に債務残額の 2 分の 1 だけの返還でよいと主張しなければならぬ。しかし、一般私人が想定される共同保証人に分別の利益の理解を求めることは現実的ではなく、保証人保護の視点から、日本学生支援機構の姿勢が問題視された。そもそも日本学生支援機構の行っている事業が公益性の高いものであるため、保証人保護の要請が強く求められることを理由とする。

ここで分別の利益に関する先行研究を渉猟すると、必ずしもその蓄積は豊富ではないことが明らかになった。少ない中で重要な地位を占めるのは尾島茂樹「分別の利益・再考」金沢 42 巻 2 号(2000 年)130 頁以下が挙げられる。民法 456 条の立法趣旨を検討し考えられる問題点を整理するものであるが、近時の債権法改正の議論を受けた検討はなされておらず、より詳細な研究が必要であると思われた。

2. 研究の目的

(1) 研究代表者のこれまでの研究との接点

保証人保護の重要性を認めつつも、従来の議論に物足りなさを感じている。これは、本課題採択後に現れた潮見佳男「共同保証における分別の利益」金法 2111 号(2019 年)1 頁が整理した諸点ももちろんである。すなわち、分別の利益が認められたとして、実際上の具体的な紛争処理にどのように活用されるのかが明らかでないといった指摘である。

しかし、分別の利益それ自体が認められた歴史的沿革は、ローマ法というよりもそこに先進的な法として後から流入したバビロニア法に求められるべきであり、その趣旨からすると、分別の利益が抗弁であるとは言いがたないことがフランス法の分析において明らかにされている(Mignot(M.), *Les méfaits durables de la stipulation et l'obligation solidaire*, D.2006, *Doctr.*, p.2696.)。これまで、フランスの論者らとこれまでも継続的に情報交換を行ってきた。それを通じて、債権者・主債務者・保証人が関係する多数当事者間取引における利益調整の視点を強調する必要があるという認識に至っている。

(2) 本課題で明らかにしようとする点

本課題は、保証人保護を目的とした規律の確立を目的とするものではない。結論としてはそれと異なるものとなっても構わないと考えていた。むしろ、保証人保護という視点を強調しすぎる弊害を取り除きたいという意図があり、研究代表者としては、債権者・主債務者・保証人の三者間での利益帰属とその調整の実態を解明することに主眼を置いていた。

そのためには、多数当事者における債権債務関係として一括りにされる内容から保証を切り出して検討する必要があると考えた。

3. 研究の方法

(1) 研究の進め方としては、我が国の議論状況の整理、フランス法における議論状況と

の接合、成果の取りまとめの3つの段階を踏んでいくこととした。

とりわけ、私自身がこれまで多数当事者の債権債務関係においても連帯関係を中心に検討してきたこともあり、を慎重に進めることとした。連帯関係について研究を進めてきたからこそ、債権者・主債務者・保証人の三者関係における利益調整という問題視角を獲得できたと考えているが、本課題はそれを保証の場面でどのように活かせるのかという問題を含む。そこで、保証の基礎的な部分からの洗い直しが必要であると考えたところである。

(2) なお、研究を進めるにあたり明記しなければならないのは、新型コロナウイルス禍の影響が大きかったことである。4年計画であった本課題の初年度が終わるころ、全世界的な新型コロナウイルス禍が始まり、最終的には計画最終年度までそれが終わることはなかった。適宜修正を施し、各年度の予算振り分け等の変更を申請するなどしたが(変更が認められた)、そのような対応では対処できないほどの大きな影響を受けてしまったことを認めねばならず、残念に思っている。

具体的には、フランスへ赴いての資料収集及び現地の専門家との情報交換は断念せざるを得なかった。これについては、かねてよりの物価高に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により渡航費が高騰した影響もあった。

代替策として ZOOM 等を活用しての情報交換に切り替えた。当初予定の相手よりも多くの専門家に連絡することが可能になったのは意外な副産物であったが、時間的な制約もあり、私が聞きたいことをストレートに聞くことが中心で、周辺知識や関係諸分野へのアクセスは不十分になってしまった。

4. 研究成果

(1) 資料収集

まず問題状況の整理と基礎的な資料の収集に集中することとなった。そもそも本研究課題の契機となったのが2018年秋の日本学生支援機構による保証人への全額請求問題(分別の利益不告知)であったため、同問題のその後の議論状況及び保証に関する資料の収集が研究の前提として必要であったからである。

この過程において、保証に関する資料の収集にはそれほど困らなかった。我が国においてこれまでに豊富な議論の蓄積があったからである。それに対して、分別の利益に関する資料の収集は思いの外に苦労した。条文上、共同保証人の負担について定める民法456条が、複数当事者の債権債務関係について定める民法427条を準用するという形式を採用している。明文で定められている制度であるため、起草以来、一定の議論が積み重ねられているものと思っていた。しかし、義務負担者が複数存在するならば、その者達の間で負担を分割するという発想がシンプルであるためなのか、細かな点まで含めて検討されているようには思われなかったのである。分別の利益について必ずしも十分な議論がなされていないことについては、他の専門家らが日本学生支援機構の件を論じる中でも指摘されるようになってきており、私の認識で正しいようであることがわかっている。

(2) 保証の付従性

保証の基本的な性質が各種教科書・体系書でどのように言及されているかを調査したところ、そもそもどのようなものを保証の基本的な性質とするのかあまりに統一感のない状況であることに驚いた。一般には、別個債務性・付従性・随伴性・補充性があげられるが、それらを並列で述べるもの他、別個債務性と付従性のみをあげ、随伴性・補充性を下位の性質と位置付けるものも少なくなかった。

当初はそういった位置付け方には大きな意味はないと考えていたが、問題意識として抱いていた付従性の曖昧さはまさにそれら諸性質の位置付けと密接不可分に関わっていると考えている。ここで、上記諸性質の根拠に論者ごとの差異が見られたことは興味深い。保証が「担保」であるから、随伴性が認められる、補充性が認められるといった言説が少なくなく、付従性すら「担保」から導き出す見解も散見された。当然、各性質に盛られる内容も相当に範囲が広い。これは、保証人保護の要請が強かったことが大きく影響しているようであり、私には、議論が歪んでいるように感じられた。これらの内容を確認できたことが本研究の成果として評価できると考えている。

この他、民法456条が民法427条を準用するという形式を採用した際の議論や、各求償関係の全体像をスケッチすることもできた。

(3) フランス法

比較法の対象にとったフランス法での分析も同時に進めているところ、我が国以上に保証についての議論の蓄積が豊富なこともわかってきている。すなわち、債権法改正以来、新条文の解説(あるいは注釈)がメインとなりがちな我が国と異なり、同じく契約法改正があったフランスにおいては、なお本質的な議論がなされていることは羨ましいとすら言える。

その理由としては、改正に至るまでの議論が我が国より長時間かけられたことや、ヨーロッパ内での私法統一の影響、コモンロー諸国との接合(アメリカ法・イギリス法)といった複雑な要素があったがために、改正後も多角的な議論が積み重ねられていることがわかった。我が国同様、フランスでも保証の本質は付従性であるが、その捉え方にはニュアンスの違いがあるように思われる。付従性の内容を具体化した条文を多く置いていることもあるが、主債務と切り離された保証の存在が検討されている点は参照の価値がある。これらを確認できたことが実績といえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 鈴木尊明	4. 巻 8号
2. 論文標題 破産法104条（開始時現存額主義）のもとでの超過配当部分の処遇	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 末川民事法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 鈴木尊明
2. 発表標題 複数の公務員が国家賠償法 1 条 2 項に基づいて負う求償債務の法的性質
3. 学会等名 末川民事法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鈴木尊明
2. 発表標題 破産法104条（開始時現存額主義）のもとでの超過部分の配当に対する不当利得返還請求の可否
3. 学会等名 末川民事法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 鈴木尊明
2. 発表標題 違法な仮差押命令の申立てと債務者の逸失利益の損害との間の相当因果関係が否定された事例
3. 学会等名 末川民事法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------